

第7回 実定法解釈論3——財産と法

今回は、民法のうち財産法の基礎について検討します。

1. 財産法の基本原則

- ・ 財産法とは、財産関係を規律する法をいう。
- ・ 私たちは、自己の所有物を自由に使用・収益・処分することができる（206条）。
- ・ 私たちは、契約を締結するにあたり、自由に、相手方、内容、方法を選ぶことができる。
- ・ 私たちは、他人に損害を加えたとしても、故意または過失がなければ、損害賠償責任を負わない。

2. 物権と債権

- ・ 物権とは、物を直接支配する権利であり、具体的には、占有権、所有権、質権、抵当権などがある。物権は、民法その他の法律によって、その種類が限定されている（175条）。
- ・ 債権とは、特定の人に対して、特定の行為を要求することを内容とする権利であり、具体的には、売買契約に基づく代金や目的物の引渡し請求権、不法行為に基づく損害賠償請求権などがある。債権は、契約、事務管理、不当利得、不法行為により発生する。民法は、13種類の典型契約を規定しているが、これ以外の契約も自由に締結できる。

3. 財産権の主体

- ・ 権利を取得し、義務を負担しうる主体となりうる地位ないし資格を権利能力という。民法は、権利能力者として、自然人と法人とを規定する。
- ・ 法律行為を単独で完全に有効にすることができる法律上の地位ないし資格を行為能力という。行為能力を制限される者として、未成年者（4～6条）、成年被後見人（7～10条）、被保佐人（11～13条）、被補助人（14～17条）があり、法律上の保護者の代理または同意によって、法律行為が不利にならないよう保護措置が行われる。

- ・ 自己の行為の結果を弁識し判断することができる能力を意思能力という。意思能力を欠いてなされた法律行為は、当然に無効である。
- ・ 表意者の意思と表示行為の不一致
 - 勉強させるために、実はそのつもりはないのだが、「テストに合格したら、100万円あげる」と言った。
 - 100万円あげるつもりで、小切手に「10,000,000円」と書いてあげてしまった。
 - 「100万円をくれないとひどい目に合わせる」と言われたので、仕方がなく100万円をあげることになった。
 - 「100万円をくれれば、1000万円にして返す」と言われたので、100万円をあげた(実際には、1000万円にして返されなかった)。

次回と次々回は、私たちにとって身近な実定法の1つである刑法について勉強します。刑罰の意義について検討したうえで、刑法の規定をながめながら関連するトピックをいくつか取り上げます。

あらかじめ次の問いに対して、自分なりの答えをまとめておきましょう。

- ・ 刑罰は何のためにあるのか。犯罪者を懲らしめるためか、それとも、犯罪者を教育するためか。
- ・ 死刑について、どう考えるか。
- ・ 「犯罪学の父」と呼ばれるイタリア人精神科医ロンブローゾは、頬骨が張っていて鼻が曲がっていて、目が常にキョロキョロして落ち着きのない人は、生まれつきの犯罪者であって度し難いと主張した。この見解は妥当か。悪人は生まれつきなのか、それとも、環境が人を悪人にするのか。
- ・ 人が生まれるというのは、どういうことか。
- ・ 人が死ぬというのは、どういうことか。